

意匠図面の作図法と作図の留意点

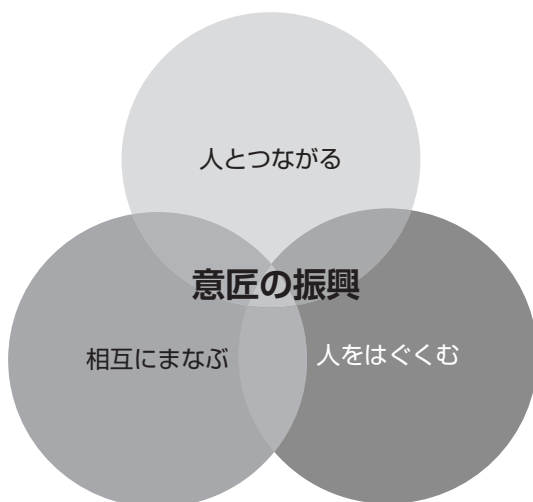
意匠図面研究会 代表 弁護士・弁理士 西村公芳

1 はじめに

わたしたち「意匠図面研究会（DPDI）」は、意匠登録を受けようとする物品の性質や特徴によって、あるいは、意匠戦略の方向性によって、意匠図面はどのような表現をとるのが最善といえるのかについて、また、意匠図面を、いかに迅速、正確かつ効率よく作成するか、意匠図面の品質向上のために必要なことは何かについて、研究する任意団体です。

そして、意匠図面作成者、企業知財部員、弁理士、デザイナーなどの意匠に直接的・間接的に関わるさまざまな立場の実務家が、垣根を超えて集まる場を提供し、人と人のつながりを作り、情報の交換・共有から相互に学び、人材をはぐくみ、ともに研鑽、発展することにより、意匠制度の振興に資することを目的としています [図1]。

●図1 意匠図面研究会（DPDI）のビジョン



意匠図面研究会ウェブサイトより引用

今回は、意匠図面を研究する団体らしく（?）、意匠図面の作図法と作図の留意点について、説明します。

2 意匠図面の作図法

1) 平行投影図法

意匠登録を受けようとする意匠は、図面で形態が特定されなければならない、図面については、意匠法施行規則等において、権利の客体である意匠の形態を第三者も正しく理解することができるように、出願にあたっての作図方法が定められています。

図面には、形態を特定するための必要図と、形態を特定するためではなく、その意匠の使い方を説明したり、部位の機能を説明したりするための参考図があります。必要図は、意匠権の権利範囲を解釈する際の基礎資料になるのに対し、参考図は、権利解釈の基礎資料にはなりません。

なお、意匠図面は設計図ではありませんので、意匠の創作者が作り出した造形を特定可能であればよく、その意匠を纏う製品の製造時には複数のパーツに分かれるものの、デザイン上は一つのパーツでもかまわない部分は、パーツの分かれ目を線で表す必要はありません（線を描くと、その線が、パーツの分かれ目を示すのか、それとも、模様を示すのか、わからなくなることもあります。）。

特許庁の「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」では、必要図の作図について、意匠法施行規則の様式6に基づいて次のように説明されています。